

地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく 準則を定める条例の一部改正（案）について

1 条例の趣旨

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法第6条で定められる特定工場（一定規模以上の製造業等の工場又は事業場）が敷地内に設置する緑地等の面積の割合について、緩和する準則を定めたもの（通称：準則条例）です。

2 改正の内容

地域未来投資促進法第4条に基づき、本市が策定した基本計画が、平成31年3月25日に国の同意を得ました。この同意された基本計画で重点促進区域を定めており、当該区域に存する事業者（特定工場）が、地域経済に波及する事業拡大（設備増設等）を行いやすくするため、地域未来投資促進法第9条第1項に基づく工場立地法の特例範囲を最大限に活用し、緑地面積率等について市町村が設定できる範囲の下限值とした見直し（緩和）を行うものです。

(1) 条例の適用区域と緑地面積の割合を改正（第3条）

改正前：工業地域及び工業専用地域（一部住居地等を除く）を一律で割合を定めていました。

改正案：地域未来投資促進法に基づき策定した基本計画において、定めた重点促進区域（工業地域・工業専用地域）を「工場立地特例対象区域」と定め、下表のとおり、一律の割合から工業地域と工業専用地域に分け、それぞれの割合を定めました。

根拠法令等	工場立地法 国準則 (全国一律)	緩和 措置	地域未来投資促進法	
			現在の市準則	市準則（改正案）
緑地面積割合	20%以上	→	工業地域・ 工業専用地域	工業地域 工業専用地域
環境施設 面積の割合	25%以上		10%以上	5%以上 10%以上

(2) 緑化の促進（第4条）

改正前：緑化の促進に関して、市は緑地面積率を下げる事業者に対し、「別に定める基準により緑化の促進について、必要な措置の協力を求めるものとする。」としていました。

【緑地確保の手続き】 緑地面積率が現状より減少する場合は、別に定める基準において、原則として減少する緑地相当分以上を工場敷地内外に確保し緑地の総量を確保することし、工場の緑化について、事前協議を行い、緑化協定を締結するものとする。

改正案：緑化の促進に関して、必要な措置の協力を求めることに加えて、緑地面積率を下げる事業者は、「・・・周辺地域の景観と生活環境に十分留意しつつ、別に定めるところにより緑化の促進に努めるものとする。」とし、「・・・あらかじめ、緑化の促進に関し必要な事項を定めた計画書を策定し、これを市長に提出しなければならない。」とします。

【緑地確保の手続き】 緑地面積率が減少する場合は、別に定めるところにより、事業者は生活環境への配慮に関する計画書を提出し、計画期間内の年度終了後ごとに提出しなければならない。